

こども家庭庁とこども基本法について

山田太郎（やまだたろう）

1967年（昭和42年）生まれ、54歳

参議院議員（自由民主党）

内閣委員会、議院運営委員会、ODA特別委員会

国民・経済に関する調査会 理事

党

政調内閣第二部会副部長、NPO/NGO関係副委員長

デジタル改革推進本部事務局長代理、行政改革推進本部幹事

広報本部ネットメディア局長代理、知的財産調査会事務局次長

デジタル大臣政務官・内閣府大臣政務官



■略歴

- ・麻布高等学校、慶應義塾大学経済学部卒、早稲田大学大学院アジア太平洋学科国際関係学 後期博士課程単位取得満期退学
- ・米国ナスダック上場企業の本社副社長などを経てネクステック社（製造業向けコンサルティングファーム）を設立、同社を実質3年半で東証マザーズに上場
- ・東京工業大学特任教授、東京大学工学部非常勤講師、早稲田大学商学研究科ビジネス専攻(MBA) 客員准教授等
- ・2010年7月参議院選挙にみんなの党から出馬、30,663票で落選（7人当選、10位）
2012年12月上位当選者の3人の辞職に伴い繰上当選
- ・2016年7月の参議院選挙では、新党改革推薦で出馬。291,188票とるも落選
- ・2019年7月の参議院選挙では、自由民主党公認で出馬。540,077票で当選

本日も話す内容

「こども庁」創設に向けた活動について

こどもに関わる課題（一部）

児童生徒
自殺者数

499人

統計開始以来過去最多

厚生労働省「警察庁自殺統計原票データ」2020年度

児童虐待で
死亡した児童

61人

前年より増加

厚生労働省「福祉行政報告例」2020年度

児童相談所の
虐待相談対応
相談数

約 **19.4万件**

前年より増加

厚生労働省「福祉行政報告例」2020年度

いじめ重大事態

723件

前年比121件増
「いじめ防止対策推進法」
施行後最多

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019年度

小中学校における
不登校児童

約 **18.1万人**

過去最多

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019年度

子どもの精神的
幸福度

OECD 38か国中

37位

2019年度 5 UNICEF「Worlds of Influence」
2020年9月3日

妊産婦の死因

1位

自殺

国立成育医療研究センター「周産期関連の医療データ
ベースのリンケージの研究」2018年9月5日

ひとり親母子世帯
家庭の相対的
貧困率

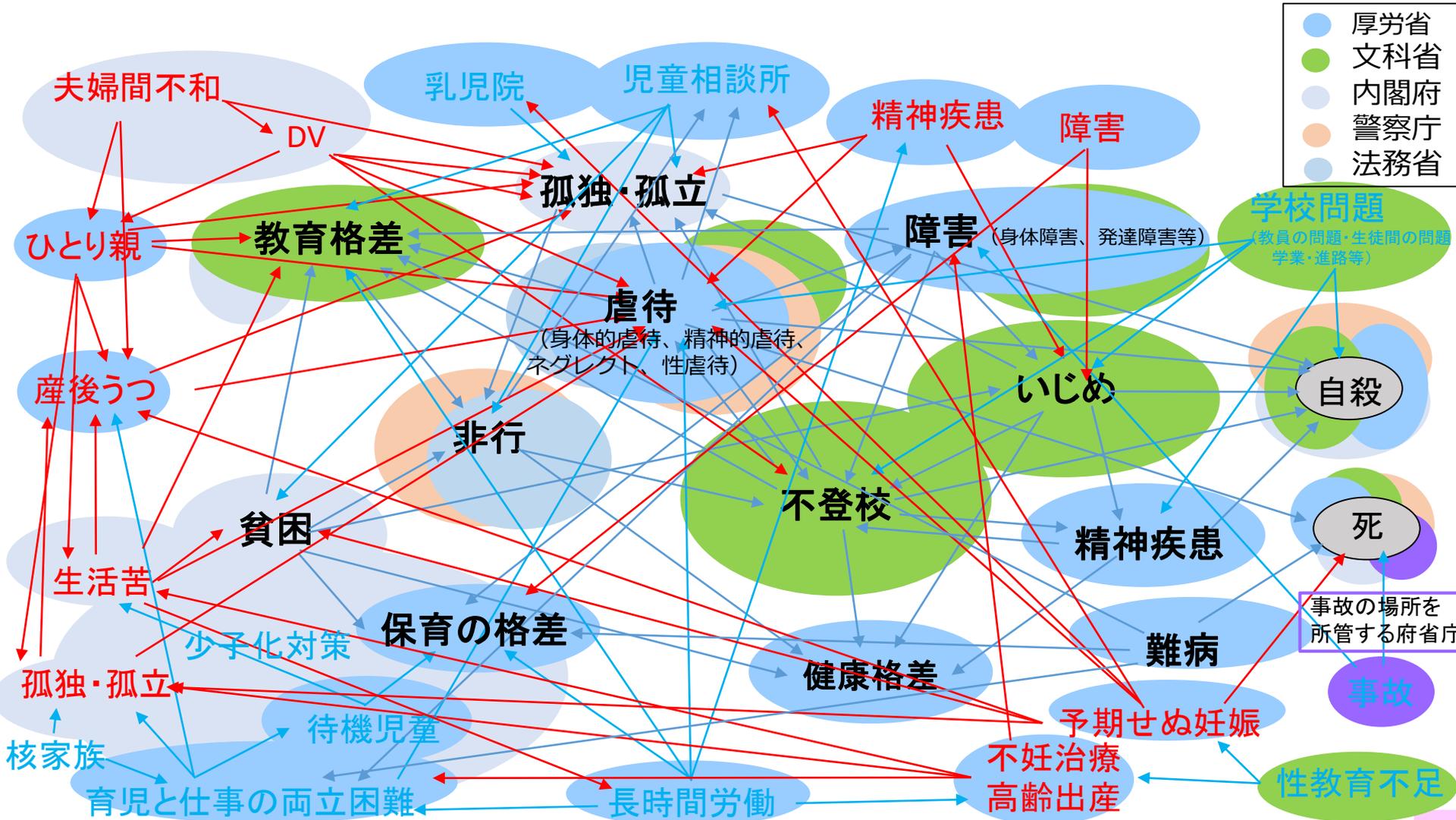
約 **50%**

OECD中日本が最も高い水準

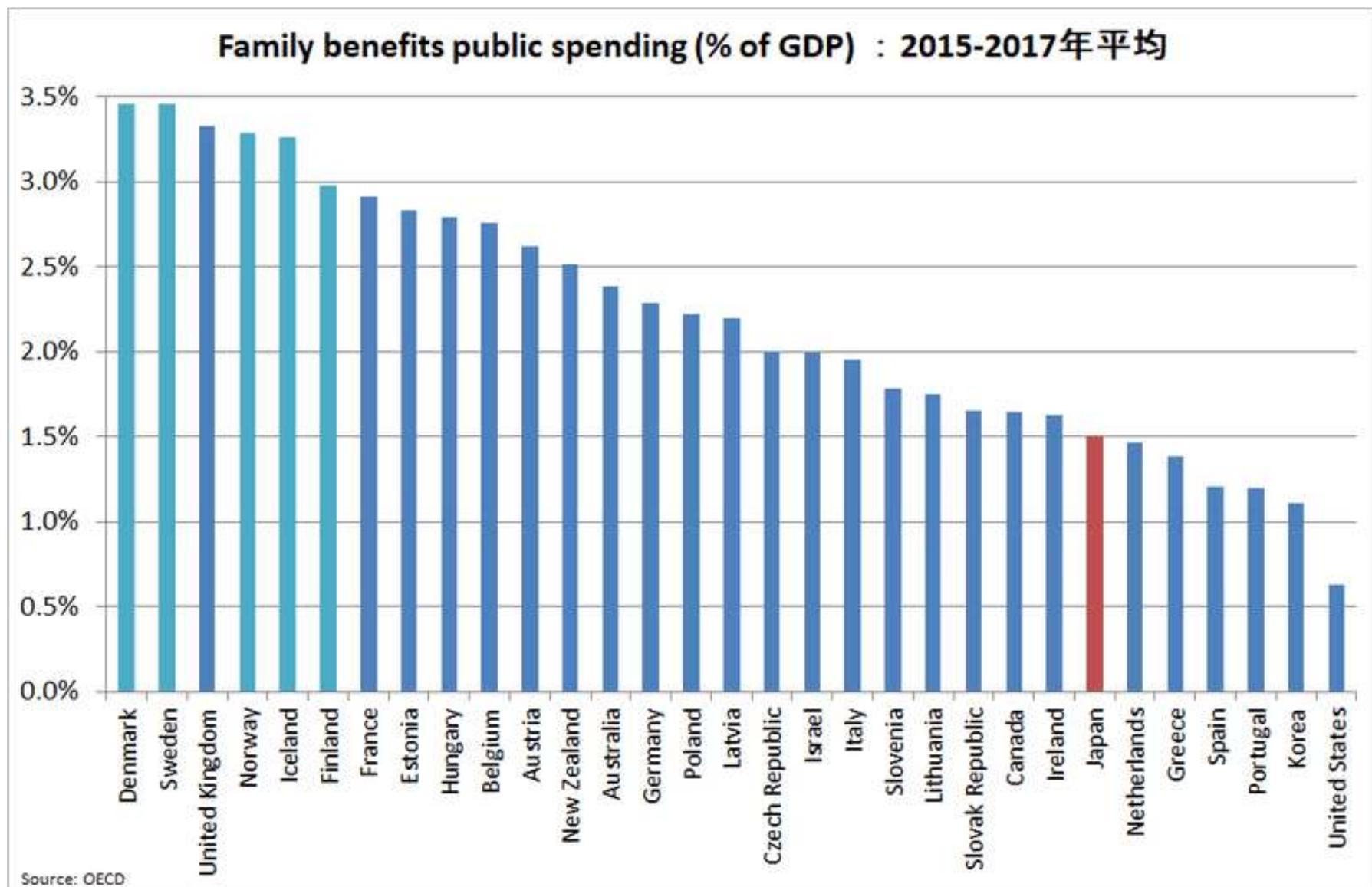
厚生労働省「国民生活基礎調査」2016年度

子どもを取り巻く状況とその要因と担当省庁

- ✓ 現代の子どもを取り巻く課題や社会実態と府省庁の構造が合っていない
- ✓ 子どもに関する政策を網羅的、一元的に把握し、司令塔となっている府省庁がない



諸外国の家族関係支出対GDP比（2015-2017）



「こども庁」創設に向けて動き出した経緯

「こども庁」創設に向けて動き出した経緯

- 2015年～ 国内外の多くの児童養護施設、乳児院等を視察
- 2016年1月18日 どの省庁も児童の性的搾取の実態を把握できていないことが判明
児童虐待の「総合的な対策専門部署設置」の答弁を引き出す
- 2016年2月 当時の菅内官房長官、世耕官房副長官に「こども庁創設の要望書」提出
- 2017年～ 社会養護を中心とした視察等を継続
- 2018年12月 **成育基本法成立（自見はなこ議員）**
- 2020年11月 同じく「こども庁」の構想を掲げていた自見はなこ議員と議論開始
- 2021年1月24日 **菅義偉内閣総理大臣面会。「こども庁」について私案を提言**
- 2021年2月2日 自民党有志30人と「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足
計7回の勉強会とアンケートを実施
- 2021年3月16日 緊急提言取りまとめ
- 2021年3月31日 下村政調会長、二階幹事長含む党内関係者に申し入れ
- 2021年4月1日 菅総理大臣申し入れ
- 2021年4月13日 自民党総裁直属機関として“「こども・若者」輝く未来創造本部”発足



「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足

2021年2月2日

第1回 Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 ～子ども家庭庁の創設に向けて～



呼びかけ人

＜衆議院議員＞ うえの賢一郎、木原誠二、橋本岳、牧原秀樹、小倉將信、小林鷹之
小林史明、佐々木紀、田畑裕明、津島淳、福田達夫、牧島かれん、務台俊介、村井英樹
山下貴司、鈴木貴子、加藤鮎子、木村弥生、鈴木隼人、古川康、宮路拓馬、国光あやの
繁本護

＜参議院議員＞ 古賀友一郎、山下雄平、吉川ゆうみ、和田政宗、佐藤啓、山田太郎、自見はなこ
(順不同・敬称略)

・勉強会の3つの特徴

1. 専門家と当事者の声

- ・ 勉強会は計30回開催(2022.1.26現在)
- ・ 日本の第一人者51人の講師からヒアリング

2. アンケートで多くの一般市民、地方議員、地方公務員 の声を収集 (3回のアンケートの実施)

- ・ 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」
1万7000人、4万8000件の意見
- ・ 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」
地方議員132人、112議会からの回答
- ・ 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」
地方公務員303人からの回答

3. 自治体の協力、協議

- ・ 全国知事会「次世代育成支援対策プロジェクト」リーダーの三日月知事
より全国知事会からのアンケート報告
- ・ 知事会からの要望も提言にしっかりと反映
- ・ 全国知事会は43都道府県で「こども庁」について「賛成」
4都道府県は今後の検討として保留（反対ではない）

『こども庁』創設によって縦割りを克服、Children Firstを実現する

2021年3月16日

- 児童虐待通報件数は急増し、いじめや自殺、不登校なども深刻な問題に。こうした問題に切れ目無く対処し、「子どもの権利条約」にも規定される**子ども達の権利**を守るため、行政機構の見直しが必要。
- **子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を一元的に所管する『こども庁』**を創設。子どもを「**権利の主体**」と位置づけ、縦割り行政・多重行政をなくし、**制度分断による子どもの育ちの差異をなくす**。強い権限と総合調整機能を持たせる。
- 子どもの発達支援を拡充し、長年の待機児童問題を終わらせ、**安心して子どもを生み育てられる環境**をつくる。就学前の子どもの教育について施設類型を問わず抜本的な質の向上を進める。**すべての人が健康に活躍できる社会**を実現し、子ども・子育て関係支出の対GDP比**倍増**を目指す。

	厚労省 子ども家庭局	内閣府 子ども子育て本部 男女共同参画局	文科省 幼児教育課等	法務省	警察庁
子どもの発達支援	保育園 医療的ケア児支援 障害児支援	認定こども園 企業主導型保育 ベビーシッター	幼稚園	少年院 矯正施設	非行防止
	乳幼児健診・予防接種 母子手帳	少子化対策 孤独・孤立対策	学校健診		
DV対策等 児童虐待	婦人保護施設 母子生活支援施設 児童相談所 児童養護施設 乳児院、里親	配偶者暴力相談 支援センター 女性センター	学校での いじめ対策	人権救済	事件化
施策	産前・産後ケア支援、小児医療・周産期医療体制の整備 成長に応じた性教育、希望に寄り添う不妊治療、CDR（チャイルド・デス・レビュー） DBS（保育・教育従事者の無犯罪証明）、ホスピス 食育、子ども食堂・子ども宅食の支援 など				

こども庁

- 所管大臣を置き、強い権限を持たせる
- 子どもに関するあらゆる課題に対して一貫性のある施策を実行するための総合調整機能を持ち、医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の縦割りを克服し推進する体制を構築する

「こども庁の5つの柱」

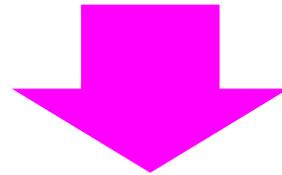
- 子どもの“命”を守る体制強化
- 妊娠前・妊娠期からの継続支援の充実
- 教育と保育に関わる子どもを安心して育てられる社会環境の整備
- 妊娠期から成人まで、子ども目線での切れ目のない教育と健康の実現
- 子どもの成長を社会で守る一貫した環境整備

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）附 則

2 政府は、**成育医療等（※）の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等（同法第2条第2項）

Children Firstの子ども行政のあり方勉強会事務局作成



同日中に、自民党内の総裁直属機関で「こども庁」設立
について検討するよう指示

自民党総裁直属機関として “「こども・若者」輝く未来創造本部”発足



発足時の役員（一部）

本部長 二階俊博
本部長代行 下村博文
幹事長 西村明宏

事務総長 福井照
事務局長 橋本岳
事務局長代行 木原誠二・牧原秀樹
幹事 山田太郎・自見はなこ

こども庁創設に向けた第二次提言

こども庁創設に向けた第二次提言 ～Children First の社会の実現に向けて～

令和3年5月28日
Children First の子ども行政のあり方勉強会

I. はじめに

未来を担う子どもたちが輝く社会は、すなわちすべての人が輝く社会である。しかしながら、現在の我が国では、子ども・若者を取り巻く状況が悪化し、課題が山積している。昨年の児童生徒の自殺者数は統計開始以来過去最高の 499 人¹、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し 61 人、令和元年度の児童相談所の虐待相談対応件数は約 19.4 万件²、いじめ重大事態は前年比 121 件増の 723 件³で「いじめ防止対策推進法」施行後最多、小中学校における不登校児童は過去最多の約 18.1 万人⁴、2020 年に発表されたユニセフの調査⁵では、我が国の子どもの精神的幸福度は OECD 38 か国中 37 位、妊産婦の死因の 1 位は自殺⁶、ひとり親世帯の相対的貧困率は 50% に近く OECD の中でも日本が最も高い水準。最悪の数字が並び、まさに危機的状況で、子どもの置かれた現状は緊急事態である。

当勉強会は、危機的状況を打破し、次世代を担う子どもたちを中心とした社会への転換を目的とし、自民党若手有志 30 名の呼びかけ人とともに、Children First の行政のあり方と「こども庁」創設に向けた議論を行う場を令和3年2月2日に発足した。勉強会では、子育て・子育て支援をリードする首長や有識者、当事者からのヒアリングを通じ、子どもを取り巻く現状や問題の解決策を探ってきた。同時に「Children First の子ども行政に関する要望アンケート」をウェブ調査で実施し、想定を上回る 17,458 人もの国民の方々から 48,000 件以上の熱い声を受け取った。それらの声を反映させた緊急提言を 4 月 1 日に菅義偉総理大臣に申し入れた。その後、自民党内に「こども・若者」輝く未来創造本部が設置され「こども庁」創設に向けた積極的な議論が行われている。

当勉強会は 4 月 1 日以降も開催を重ね、計 18 回、33 名の有識者や当事者等からのヒアリングや意見交換を精力的に行ってきた。議論を深めるにつれ、国と地方自治体との横割りの問題によって、国が子どもの置かれている現場の問題を

¹ 厚生労働省「警察庁自殺統計原票データ」

² 厚生労働省「福祉行政報告例」2019 年度

³ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019 年度

⁴ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019 年度

⁵ UNICEF「Worlds of Influence」2020 年 9 月 3 日

<https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/Report-Card-16-Worlds-of-Influence-child-wellbeing.pdf>

⁶ 国立成育医療研究センター「周産期関連の医療データベースのリンケージの研究」2018 年 9 月 5 日

- **目指すべき社会像**は、すべての子どもたちが「**愛されてすくすく健やかに育ち**」「**のびのび活動し**」「**自己表現し、周囲と連携しながらたくましく生きていく**」、愛育・育成・成育の視点を基盤とした社会。子どもたちが**自ら意思決定できる**社会。子どもを持ちたい、育てたい、温かい家庭を築きたいと願う人々に寄り添った、**子どもを産み育てやすい社会を実現**。
- 今、日本の子どもが置かれた状況は、命に関わる『**子どもの緊急事態**』（自殺、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困は過去最悪）「**縦割り×横割り×年代割り**」を打破し子どもの問題を解決し、**Children Firstの社会を実現**していく。



妊娠期からの切れ目のない医療・療育・教育・福祉を一体的に支援

- AYA世代のがん、子どもホスピス等支援
- 疾患の早期発見・治療
- 医療・福祉が必要な子どもの療育や家族支援
- 産前・出産・産後の継続ケア など

義務教育への切れ目のない医療・療育・教育・福祉の一体的に支援

- 就学前教育格差の解消
- 幼児教育関連、幼児保育課程、学習情報の引継ぎ支援
- 子どもの健康・安心を守るCDRと日本版DBS設置
- 健康格差是正のための学校保健、食育と学校給食推進、など

- 児童虐待・いじめ対策と解決を包括的に実施
- 子どもの居場所、地域交流場所の確保や支援
- 特別支援学級の子どもの医療的ケア児、ひきこもり、ヤングケアラー、特別な支援が必要な子どもの教育面・療育面からの支援
- 子ども関係者への研修、子ども自身への権利の教育をする機能 など

「こども庁」が対象とすべき緊急課題～「命」「環境改善」「制度・仕組み」の3つの課題を明確にして取り組む～

1. 命を守るための問題 ～子どもの“命”を守る体制の課題～

児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん

2. 子どもの環境改善にかかわる問題 ～妊娠前からの切れ目のない支援の課題～

子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質

3. 制度・仕組みの問題 ～子ども目線での切れ目のない健康と教育の実現の課題

デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携

< 地方自治体における現場の課題 ～地方議員への緊急調査で浮き彫りになった4つの共通課題～ >

①人員予算不足②学校現場の課題が表面化されない③都道府県と市区町村関係 ④国保減額調整措置

「こども庁」に必要な機能～課題解決の実効性を担保～子ども課題解決のプラットフォーム

1. 基本的考え方

- ① 専任大臣設置
- ② 強い調整機能権限（調査、課題設定、施策立案、解決実施）
- ③ 子ども関連予算の一元的策定と確保
- ④ 子どもの権利条約を包括的に取り扱う
- ⑤ EIPP（Evidence Informed Policy and Practice：エビデンスに基づく政策立案と実践の展開）

2. 必要な機能 ～こども庁は「子ども課題解決のプラットフォーム」～

バラバラな縦割り府省庁×子どもが居る現場である横割り市区町村と都道府県×年代割りを繋ぐ
PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを機能させ確実に課題を解決し検証する。

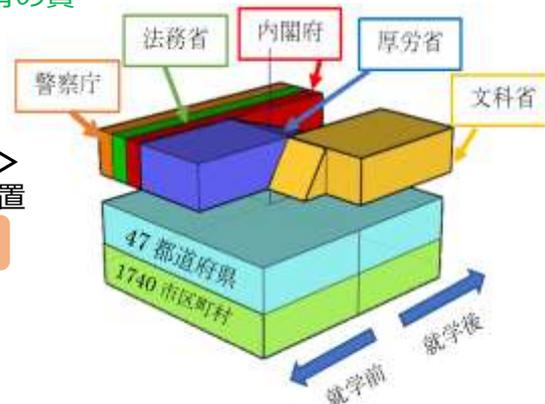
- ①『Plan』：「情報収集・調査機能」「こども情報部局」「予算と政策の策定と検証」
- ②『Do』：「愛育機能（すくすく）」「育成機能（のびのび）」「成育機能（たくましく）」
- ③『Check』：「日本版Ofsted」「子どもコミッショナー」「周産期医療・ケアの評価機能」
- ④『Action』：「改善レポート」「EIPP」

「こども庁」で検討すべき仕組み～欧米での先進的な事例等を調査導入の検討～

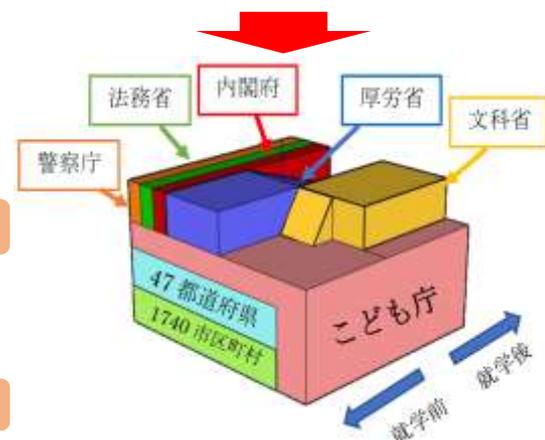
CDR（子どもの死因究明）DBS（性無犯罪証明）LMC（産前産後産後の継続ケア）
 ネウボラ（周産期～就学迄ワンストップ相談）Ofsted（教育水準監督局）
 子どもコミッショナー（人権機関）アドボカシー（子どもの立場代弁・擁護・権利実現機能）

留意点

- 1. 利用者別のニーズに応じた施設類型を残しつつ就学前教育等の充実により就学時の学力格差を解消
- 2. 府省庁再編については、こども庁に必要な機能や検討すべき仕組みなどの検討を経て議論を実践
- 3. 「こども庁」の設置について国と地方の協議の場を設ける



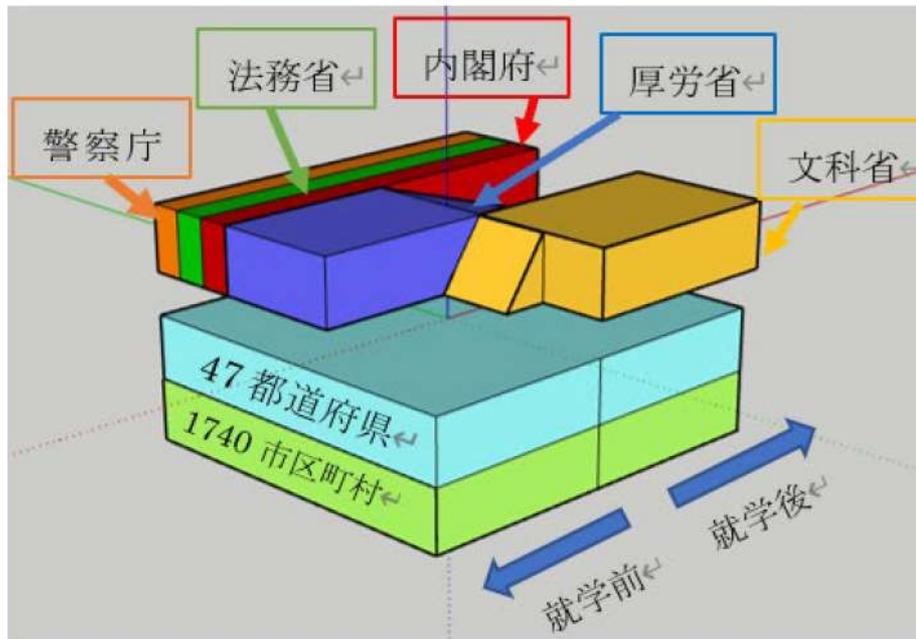
縦割り×横割り×年代割り
バラバラな行政組織



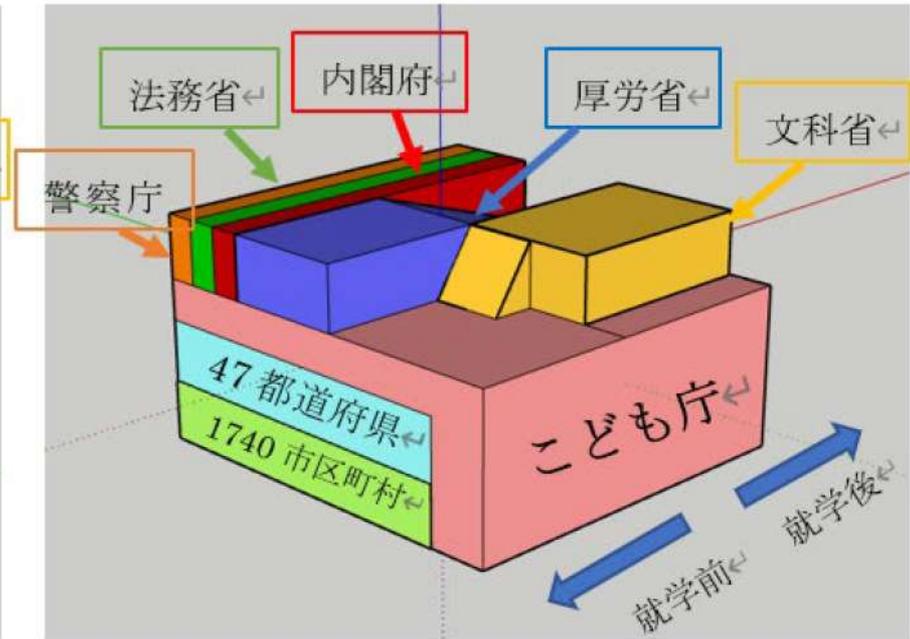
こども庁がプラットフォーム
となった連携のとれた組織

こども庁のプラットフォーム（問題解決）機能

Before：バラバラな行政組織



After：こども庁がプラットフォームとなった連携のとれた組織



2021年6月3日『こども・若者』輝く未来創造本部提言取りまとめ



▲取りまとめ後の記者会見

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

2021年6月18日
閣議決定

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策（P18）

児童虐待対策 子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、**年齢による切れ目**や**省庁間の縦割りを排し**、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、**こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。**

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021 ▶



2021年7月7日

加藤官房長官をヘッドに「こども政策の推進に係る作業部会」が発足
初会合を開催

「こども庁」有識者会議が初会合 次期政権の課題に

9/16(木) 20:46 配信 11  



「こども庁」新設に向けた有識者会議で発言する加藤勝信官房長官（左端）＝16日午後、首相官邸

政府は16日、子どもに関する諸施策の司令塔となる「こども庁」新設に向け、有識者会議（座長・清家篤日本私立学校振興・共済事業団理事長）の初会合を首相官邸で開いた。

年末の基本方針取りまとめを目指し、子ども施策の基本理念や目指すべき方向性などを議論する。

席上、加藤勝信官房長官は「省庁間の縦割りを排し、子どもや子育て世帯の視点に立って施策を総合的かつ包括的に推進する必要がある」と指摘。新たな子ども政策の在り方について、積極的に議論するよう有識者に求めた。

◀9月16日 有識者会議の発足に関する報道記事

こども政策の推進に係る有識者会議 開催実績

- 第1回 9月16日
- 第2回 10月18日
- 第3回 11月8日
- 第4回 11月10日
- 第5回 11月19日

2021年9月22日 自民党総裁選候補者による「こども政策公開討論会」



▲平井全国知事会長にも冒頭ご挨拶いただきました



新たな日本の創成に向けた提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創成に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを選挙公約に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

- ① 第5波の総括及び第6波に備えた効果的対策の提示
- ② 行動制限緩和に向けた地方との速やかな協議、地方の負担軽減、検査無料化
- ③ 知事要請に即応した緊急事態宣言等、対策の弾力化、ロックダウンの手法の導入
- ④ 医療提供体制の確保、中和抗体カクテル療法など治療環境の整備・充実
- ⑤ 実効性ある検査体制、疫学調査、保健所体制の整備
- ⑥ 新たな変異株に対する機動的かつ確かな水際対策の実施
- ⑦ ワクチンの円滑な接種、国民への正確な情報発信、追加接種の実施方針の早期提示
- ⑧ 地方創生臨時交付金の2兆円規模の増額等、補正予算による大胆かつ機動的な経済対策の早期実施等
- ⑨ 地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除
- ⑩ コロナ禍において顕在化した女性への影響と課題に対応するための支援

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

- ① 権限・財源移譲や計画の統合、国・地方協働型の行政運営などによる地方分権改革の推進
- ② 地方との実質的な対話・連携による施策の推進や立法プロセスへの地方の関与の仕組みの強化
- ③ 憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消
- ④ 地方一般財源総額の確保・充実をはじめとする安定した地方税財政制度の確立

3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

- ① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に当たっての地方の意見の反映
- ② 5Gの整備加速化及び未来技術を活用したSociety5.0の実装支援
- ③ 人材育成の核となる地方大学等への支援、地方への人の流れの創出
- ④ 地方が行う観光施策やDMOに対する支援・インバウンド需要の回復促進
- ⑤ 多核連携型の国土づくりに向けた「地方創生回廊」の早期構築
- ⑥ 予防・健康づくりの取組に対する支援の充実

4 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

- ① 各産業の早期再建に向けた支援体制の構築
- ② 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- ③ 地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築
- ④ 拉致問題の解決を始めた北朝鮮への断固とした対応
- ⑤ 原子力災害時の災害対応のための体制整備

5 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

資料1

- ① 地域医療構想の実現に当たっての丁寧な協議・検討及び必要な財源の確保
- ② 感染症などの危機的事象に耐えうる今後の医師確保、偏在対策
- ③ 地域包括ケアシステム構築のための支援の強化
- ④ 健康立国の実現及びそれに関する各種制度等に対する支援の充実

6 少子化対策と子どもの健全な成長・教育支援の強化

- ① チルドレン・ファーストを実現する「こども庁」の創設
- ② 切れ目のない支援による少子化対策、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
- ③ 子どもの貧困対策等の強化
- ④ 地方が必要とする教職員定数の確保、専門・外部人材の更なる充実
- ⑤ 教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障
- ⑥ ヤングケアラー、不登校児童生徒等、学びが困難な環境にある方への支援強化

7 地方創生や地域経済の活性化に向けた経済対策の推進

- ① 新しいビジネスモデルへの転換支援
- ② 研究開発の取組、資金繰り・投資促進、海外展開の支援
- ③ 国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充
- ④ 地方が利用しやすい官民共同利用型キャッシュレス基盤の構築
- ⑤ 豚熱に関する長期的支援とアフリカ豚熱に備えた水際対策強化等の実施
- ⑥ 強い農業と活力ある農村の実現に向けた財政支援等の強化
- ⑦ 外国人材受入れに係る地方等の意見の反映

8 誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

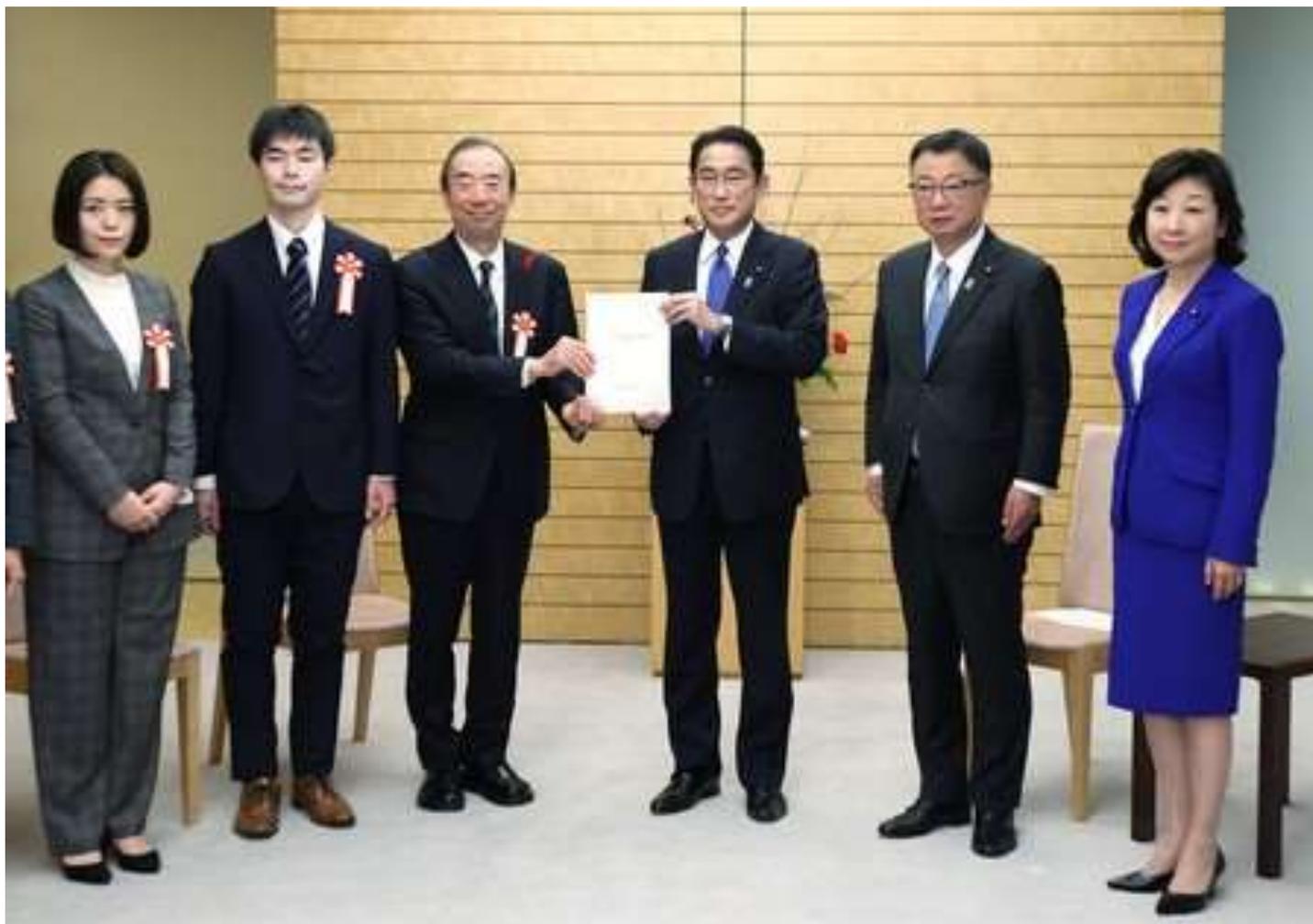
- ① 孤独・孤立対策の推進
- ② 就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援
- ③ 新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討
- ④ 地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保
- ⑤ 差別解消に向けた対策の実施及び人権課題に係る財源の確保・充実

9 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進

- ① 脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進
- ② 水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和
- ③ 循環型社会の形成に向けた3R・プラスチックごみ対策、鳥獣対策の充実・強化等

10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興

- ① 感染防止対策を施した国際大会等の開催及びその効果を波及する施策の実施
- ② スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化



今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上
3. 誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
3. 成育環境に関わらず、誰ひとり取り残すことなく健やかな成長を保障する
4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの
(○こどもの人権・権利の保障 ○必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援 ○関係機関・団体間の連携ネットワークの強化 ○こども・家庭支援のためのデータベースの構築 ○こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア ○財源と人員体制の確保)

政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体との連携強化
- N P Oをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価



・2022年1月17日 参議院本会議

・岸田文雄 内閣総理大臣施政方針演説

「こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、「こども家庭庁」を創設します。

こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めます」

自民党女性局長として、岸田文雄総理・総裁、野田聖子
こども政策担当大臣とともにがんばります！



「こども家庭庁」と「こども基本法」

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

- ①こどもの視点、子育て当事者の視点
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ②地方自治体との連携強化
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づき勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

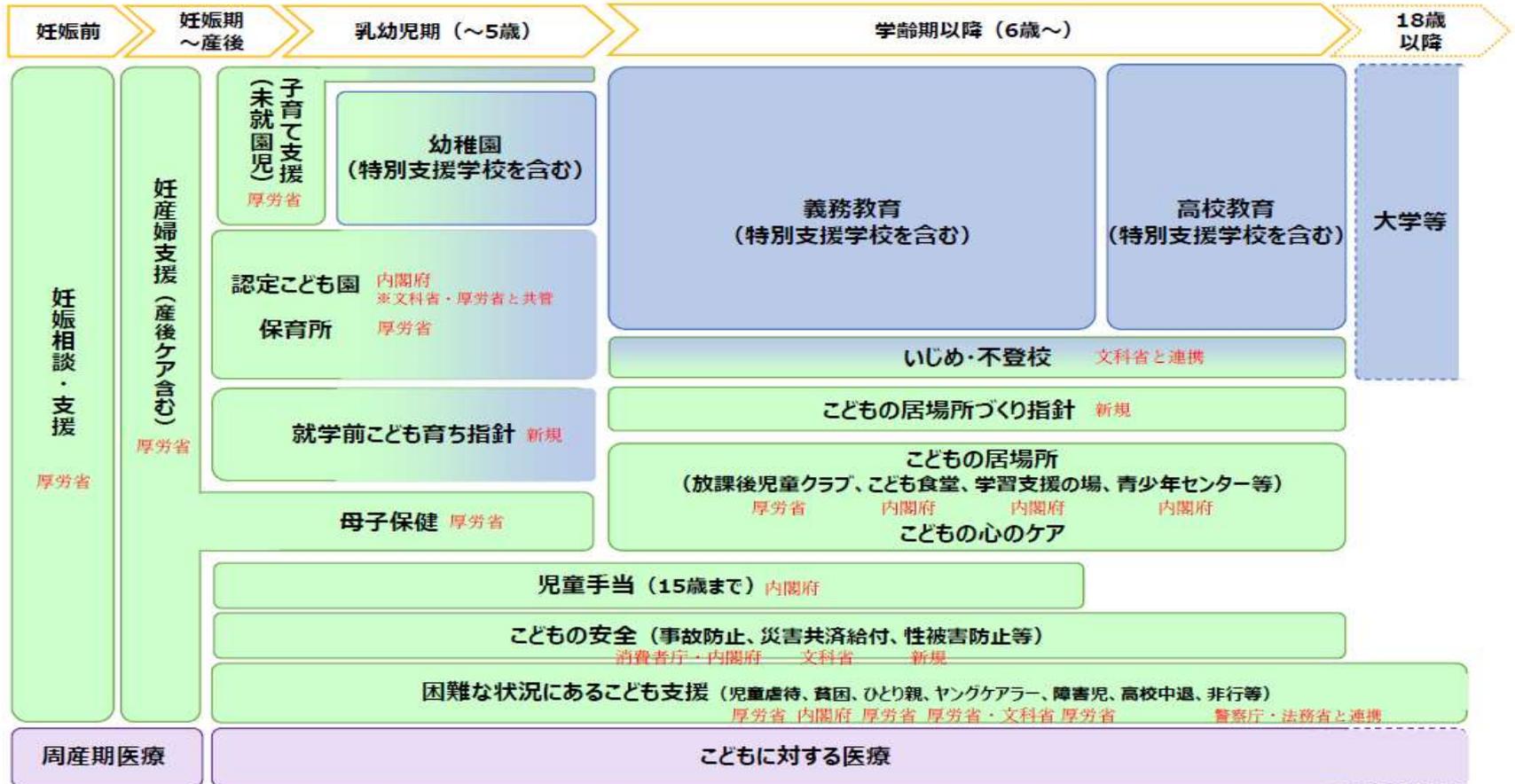
医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



こども家庭庁設置法案の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・こどもの保育及び養護
- ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・こどもの保健の向上
- ・こどもの虐待の防止
- ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）

等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

こども基本法とは？

➤ 全てのこども政策の指針

子どもの権利にかかわる法律 概念図

日本財団作成



憲法

子どもの権利条約

- 一般原則
- ・差別の禁止
 - ・生存・発達の権利
 - ・子どもの最善の利益の考慮
 - ・子どもの意見表明の尊重

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府

- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法
- など

厚生労働省

- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法
- など

文部科学省

- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法案
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法
- など

法務省

- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法
- など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

こども基本法案 概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② **子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援**
 - ③ **家庭における養育環境その他こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義の責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり**実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討**
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱の策定**
(※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども等の意見の反映**
- **支援の総合的・一体的提供の体制整備**
- **関係者相互の有機的な連携の確保**
- **この法律・児童の権利に関する条約の周知**
- **施策の充実に及び財政上の措置等**

こども政策推進会議

- **こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② **こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ **関係行政機関相互の調整** 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

サポーター募集

- より良いこども政策を創っていくため、**サポーター登録**へのご協力をお願いします
- 最新情報をお届けするほか、オンライン座談会等の企画も検討中

皆様の声を届けてください！

♡ こども庁の創設に向けて



～「こども庁」が必要な理由や効果を、わかりやすく解説します～

#01

「こども庁」が
必要な理由

#02

「こども庁」の
3つの効果

#03

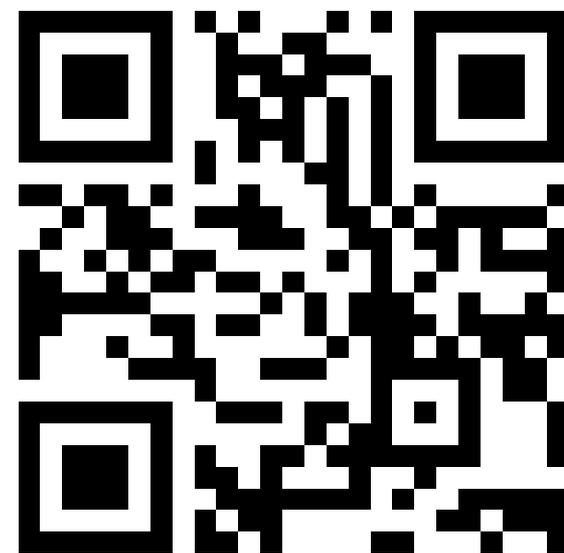
「こども庁」の
創設に向けた動き

#04

「こども庁」の
創設を呼びかける

#05

「こども庁」への
メッセージ



<https://www.child-department.jp/>